

平成17年3月29日

# 要 望 書

国会議員 各位

日本臨床心理士会  
会長 河合 隼雄

**教育、医療・保健、福祉、司法、矯正・保護、産業など**

**様々な分野で活動する臨床心理職の**

**国家資格創設をお願いします。**

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、先生におかれましては、日頃より私共、日本臨床心理士会の活動に関しましてご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

今日、心の問題は、一人一人の国民に関わる問題となっており、教育、医療・保健、福祉、司法、矯正・保護、産業等の様々な場で、年齢、職業等を問わず、適切な心のケアを受けることができる環境の整備が必要とされています。

また、新潟県中越地震のような災害や事件発生時には、迅速かつ適切な心のケアが行われるような体制を整備しておくことが必要と考えられます。

このためには、心のケアを適切に行うことができる資質能力を担保し、公証するために臨床心理職の国家資格を創設し、国民の期待に応えることができる資質の高い専門家の養成と確保が必要と考えられます。なお、その際には、下記の点を是非とも御考慮くださいますようお願い申し上げます。

1. 教育、医療・保健、福祉、司法、矯正・保護、産業等の様々な分野で心のケアにあたることを想定した国家資格を創設してください。
2. 臨床心理職の活動は、心のケアが必要な方々に対して、各自が臨床心理学的な知識、技術等をもって判断、対応することができるようにお願いします。なお、その際に、各分野の関係者と適切な連携をしながら取り組むことは当然に必要であると考えます。
3. 心のケアが必要な様々な方々に適切に対応できるように臨床心理に関する高い専門性、深い学識、社会性等を担保するために、資格の取得のための基礎資格としては、大学院修士課程修了以上とするとともに、長期間の実習も含めた一定の科目の修得を必要とするものとしてください。なお、他国でも、臨床心理職は資格取得前の養成段階においては、6年程度の期間を要することとされており、国際的なハーモナイゼーションの観点からも必要と考えられます。

以上の趣旨をご理解いただき、早急に臨床心理職の国家資格を創設くださるようお願い申し上げます。